



Title	パキスタン運動における全インド・ムスリム連盟の国家構想と社会経済政策
Author(s)	浜口, 恒夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1983, 61, p. 1-19
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80937
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

パキスタン運動における全インド・ムスリム 連盟の国家構想と社会経済政策

浜 口 恒 夫

Development of the Policies and Programmes of the All- India Muslim League during the Pakistan Movement

Tsuneco HAMAGUCHI

It is often asserted that the Pakistan movement was a negative one with no policies and programmes other than cries for a separate Islamic state, but this argument will be unable to live through a test of historical verification. This article purports to ascertain the nature and the historical implications of 'Muslim nationalism' advocated by the All-India Muslim League during the Pakistan movement, for the purpose of which special attention will be paid to the nature of the Pakistan that was to be established as well as the socio-economic policies and programmes of the Muslim League including the activities of the Planning Committee. Thus will be made clear both the positive role of the strategies of 'Muslim nationalism' in attracting the Muslims of various strata particularly in the Muslim majority provinces to the Pakistan movement and the negative heritage left behind by the Muslim League to be detrimental to the processes of nation building after Pakistan's independence.

1976年にパキスタンでは政府主催で「偉大な指導者」ムハンマド・アリー・ジンナー生誕100年記念祭が行われた。その出版事業の一環として刊行されたシャリーフル・ムジャーヒド著『パキスタン・イデオロギー』は、「パキスタン要求がなされたときも、その要求が政治的現実となったときも、この国はイスラム民主政体を探るとの考えが示されていた」¹⁾と述べている。

しかし全インド・ムスリム連盟が最初からはっきりとイスラム民主主義の国家構想を掲げてパキスタン運動を指導し、そして建国に成功したのであったなら、独立後にパキスタンはもっと違った歴史をたどったのではないかと、少なくとも国家の理念と体制のあり方をめぐる世論の対立と分裂、さらに政治的不安定を招くことはなかったのではないかと疑問が当然生じてくる。

パキスタン運動の評価には、パキスタン建国をもっぱらイギリス帝国主義の「分割統治」政策

の産物とのみ捉えて運動自体の存在を否認する説は論外であるとしても、肯定的であれ否定的であれ、そのイスラムの性格を強調するものが多いが、史実による検証に耐えうる議論は少ない。本稿は、従来ほとんど追究されることがなかった全インド・ムスリム連盟の国家構想と社会経済政策の展開に焦点を合わせて、パキスタン運動の「ムスリム民族主義」としての性格を考察し、その積極的な歴史的意味合いと同時に限界をも明らかにしようとするものである。なおパキスタン運動の全体像の解明には、中央および地方レベルの指導する側の論理と活動だけでなく、指導され支持する側の意識と行動、そして両者をつなぐ運動の実態をも把握する必要があることはいうまでもないが、本稿での考察は主として中央レベルでの政策展開に限定されている。

1 「二民族論」

全インド・ムスリム連盟（以下「連盟」と略す）がパキスタン運動を開始したのは1940年3月にラーホールで開かれた第27回年次大会からである。この大会は連盟史上初めて、インド亜大陸の北西部と東部のムスリムが多数を占める地域に「複数の独立国家」を樹立することを目標に掲げた²⁾。

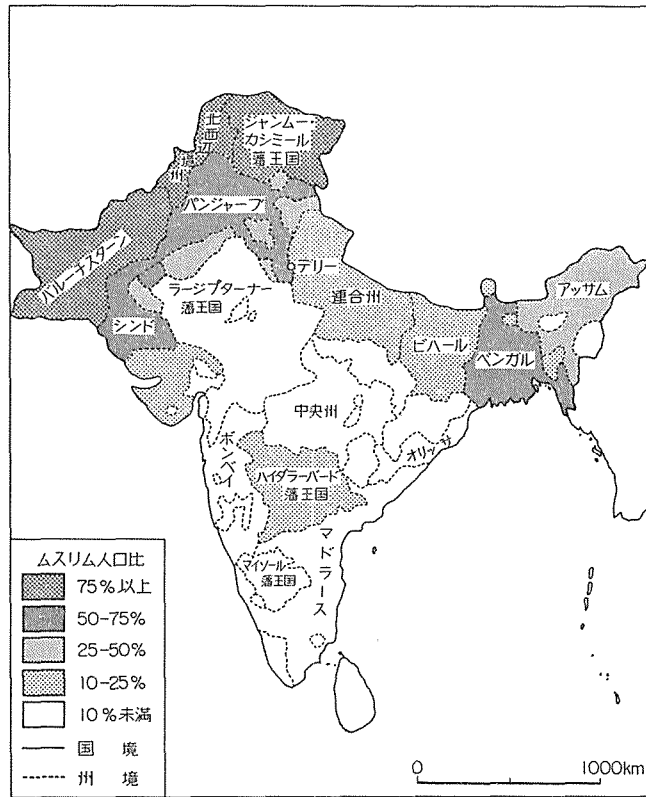
パキスタン運動が最終段階にさしかかった1946年4月、前年12月と同年2月に行われた中央議会、州議会議員選挙で当選したばかりの連盟党员はデリーで議員総会を開き、「単一主権独立国家パキスタン」の即時実現を要求する決議を採択した³⁾。イギリスの閣僚使節団が「権力移譲」の方途を探るため来訪し、インド側の各党派代表と折衝を続けている最中のことである。

1947年8月14日のパキスタン建国に至るまでに、連盟が公式に採択したパキスタン国家に関する決議は以上の二つだけである。前者はラーホール決議または後にパキスタン決議と呼ばれるようになったもので、後者はデリー決議として知られる。デリー決議において初めて、ムスリムの「複数の独立国家」は単数に修正され、その国名は「パキスタン」であること、その領土はインド亜大陸北東部のベンガル、アッサム、北西部のパンジャーブ、北西辺境州、シンド、バルーチスターンのイギリス領6州で構成される地域であることが公式に明示された⁴⁾。（図1参照）両決議の共通点は、樹立さるべきムスリムの国家において少数宗教に属する者に十分な保護が与えられるとしていることで、パキスタンに非ムスリム国民が住むことになることを前提としていることが注目される。

連盟は両決議ではもちろん他の場所においても、パキスタン国家の理念と体制について何も明確かつ具体的な考えを示していない。もともとラーホール決議では憲法草案を作成することになっていたが、その決定は実行されなかった。そのためにパキスタン運動の支持者のみでなく連盟活動家のなかにも国家の性格についての理解に食い違いが生じ、独立後の国家建設の段階になると世論の激しい対立と分裂を招くことになったことは周知のとおりである⁵⁾。

パキスタン運動の同時代的研究者 W.C. スミスは、この運動をインド国民会議派（以下「会議派」と略す）のインド民族主義を攻撃するばかりで積極的な理念と政策を欠いた「否定的」運

図1 イギリス領州・藩王国別のムスリム人口比 (1941年)



(資料) Govt. of India, *Statistical Abstract for British India from 1936-37 to 1940-41*, Delhi, 1948, pp. 16-17 (Table No. 6) より作成.

動と特徴づけ、連盟をイスラム政党のカークサル党 (Khaksar) と同列に扱って「イスラム民族主義」と捉えている⁶⁾。しかしながら連盟が主張するパキスタン運動のイデオロギー的基礎は「二民族論」に基づく「ムスリム民族主義」である。この「二民族論」を「不真実」(M. K. ガーンディー, 『ハリジャン』誌, 1940年4月13日号)とか「虚偽の理論」(会議派全国委員会, 1947年6月14日決議)と決めつけて否定するのはムスリム分離主義の生成を内部矛盾とは考えない「インド民族主義」の政治的立場からすればむしろ不思議ではないとしても、歴史研究の方法としてより重要なことは「二民族論」自体の歴史的事実としての存在を認め評価を加えることであろう。そうすることによってパキスタン運動の「ムスリム民族主義」としての積極的な側面と同時に矛盾・限界も明らかになるはずである。

連盟ラーホール大会の議長演説でムハンマド・アリー・ジンナー (Muhammad Ali Jinnah) は次のように述べている。

ヒンドゥーとムスリムは異なる宗教哲学, 社会慣習, 文学をもっている。彼等は相互に通婚

も共食もしないし、実際大旨対立する理念に基づく二つの異なった文明に属している。ヒンドゥーとムスリムでは感化を受ける歴史的事実も明確に違う。……一方の多数民族(ヒンドゥー)と他方の少数民族(ムスリム)を一緒にして単一国家に結び合わせても次第に不満が高まって、どんな政治制度を採っても最終的にはその破壊を招くことにならざるをえない。……ムスリムはいかなる民族概念に照してみても一民族であって、自己の故国、自己の領土、自己の国家(単数)をもたねばならない⁷⁾。(かっこ内は筆者注記)

インド亜大陸に住むヒンドゥーとムスリムは、宗教だけでなく生活様式、社会慣習、文化、歴史の伝統も異なる二つの「民族」であり、したがって民族固有の自決権を行使して別個の国家をもつことによってのみ生存し発展することができるというのがジンナーの「二民族論」である。このようにインド・ムスリムを一つの「民族」とみなす考えの原型は19世紀後半期の近代主義的イスラムの先駆的思想家サイエド・アフマド・カーン(Saiyed Ahmad Khan)に見出すことができるが、ジンナーが直接影響を受けたのは同年代の詩人・哲学者ムハンマド・イクバル(Muhammad Iqbal)からである。イクバルは1930年の連盟アラーハーバード大会の議長演説で「ムスリム国家」構想を提唱したことで「パキスタン構想の創始者」とも、ムスリムの「民族的詩人」とも呼ばれるようになったが、1938年4月の死に至るまでの晩年には、インド・ムスリムの解放と社会経済問題の解決にはムスリムの独立国家を造り、そこでイスラム法の現代的適用を行うこと、そのために連盟を上流階級の政党でなく大衆政党に再建することが必要だと考えて、その指導をジンナーに訴え続けていた⁸⁾。

ただジンナーの「二民族論」がヒンドゥーとムスリムの相違・対立の側面を色濃く描く反面でムスリムの均質性を強調するのに対して、イクバルは「人種・宗教・言語の類似性」を重視しており、したがって樹立すべきムスリムの国家の数も一つもしくは複数と決めかねていた。ジンナーに宛てた1937年6月21日付の私信でようやくイクバルは、ムスリムの「単一連邦国家」の分離独立を主張するに至っているが、その場合でも連邦制としたのは「北西インドとベンガルのムスリムは、インド内外の他の諸民族と同様に自決権をもつ複数の民族とみなすべきではないか」と考えていたからである⁹⁾。

ジンナーは自分宛ての『イクバル書簡集』を1942年に小冊子として刊行するに当たって、彼とイクバルの考えは本質的に同じであって、パキスタン決議はその表現であると序文に書いている¹⁰⁾。しかし両者において共通するのはムスリムの独立国家を樹立すべきだとの分離主義の思想だけであって、その基礎となった民族理論も連盟の再建方法も、そして後述するようにどのような性格の国家にするかについても考え方は違っていた。その差異は、イクバルがムスリムが多数を占める州(ムスリム多数派州)の一つであるパンジャブのムスリム民衆の現実に根差して、いわば「下から」インド亜大陸、そしてさらに現代世界のムスリムの問題を考察したのに対して、ジンナーは中央政治の場において会議派の「インド民族主義」と対決しなければならない差し迫った状況のなかで、いわば「上から」インド・ムスリムの問題を捉えていたことに一因があると

いえよう。

連盟が「二民族論」を提唱した歴史的意味合いは以下の二点に要約することができる。第一に、それは会議派の主張する、インド人は宗教・人種・言語・地域的多様性を超えた「単一民族」であって「単一インド国家」として独立すべきだとする「インド民族主義」への真向からの批判であり、ムスリム分離主義の宣言であった。連盟は1906年の創立以来、大幅な州自治、分離選挙制、官職割当てによって少数派コミュニティとしてのムスリムの権益は護られると考えて、反会議派の対決路線を決めた1937年10月のラクナウ大会においてさえ「自由で民主的な州で構成される連邦制」を採ることを前提に単一インド国家の完全独立を目標にすえたのであった。しかしこうした政策は、植民地インド政府の「分割統治」政策に一定の形で取り入れられはしたが、会議派からはそれだけに前近代的な分裂主義的コミュニズムとして反発を招くばかりであった。

「二民族論」によって連盟は、会議派の「インド民族主義」のもつヒンドゥー支配の本質を暴露すると同時に、会議派と対等の現代政治に市民権をもつイデオロギー的根拠をえられ、「コミュニズム」批判をかわすことができると考えたのである。イスラムそのものでなく「ムスリム民族」にパキスタン運動の基礎を求めた点に連盟の近代主義的性格が表われており、それゆえに後述のようにイスラムの伝統主義や原理主義に立つ諸政党やウラマーなどの宗教指導者の多くはパキスタン運動に反対したのである。

第二に、それはインド亜大陸のより広い地域の、より多くの階層の、そしてより多様な思想をもつムスリムに「民族」意識を植え付け、その政治的自覚を連盟に引き寄せて「ムスリムの代表権」を獲得するためのいわば政治的シンボルであった。従来の連盟は、ムスリムはヒンドゥーに比べて人口数でも政治的にも少数派、社会経済的には後進だとの意識に支えられて、親英的姿勢を保持しつつ政府に特別保護を要請することに終始していた。したがってその受益層も支持層もムスリム少数派州の地主・弁護士・官僚・実業家などの一部分の上層ムスリムに限られていた。1937年初頭に行なわれた州議会議員選挙での連盟の惨敗はこうした政策の総決算であった。（後掲表5参照）「二民族論」は連盟のアキレス腱であったムスリム多数派地域にも影響力を広げるための大きな政策転換であった。

2 「ムスリム民族主義」の国家構想

ラーホール決議が採択されたその年の12月25日、ジンナーは64歳の誕生日のメッセージを発表して「これまで我々はばらばらで組織化されていない少数派とばかりみられてきたが、いまや団結した一民族であることを立証した」¹¹⁾と述べた。しかし「二民族論」によってばらばらのムスリムを連盟に組織化する仕事はまだ始まったばかりであった。ラーホール決議で決定したにもかかわらず連盟がパキスタン国家の性格を具体的に定める憲法草案を作成しなかったのは、連盟のイデオロギーと客観的事実との間に大きな隔りがあったからに他ならない。そしてそのことを熟知し、かつ憲法草案の作成を抑えたのは他ならぬジンナーであった。1944年9月のガーンディー・

ジンナー会談の決裂後、10月初めに行われた記者会見において彼は憲法構想を具体化するのにはパキスタン要求が認められてからだと言明している¹²⁾。またパキスタン運動の帰趨を決することになるほどの重要性をもつ1945～46年の中央・州議会議員選挙に際しても、インド亜大陸のイスラームは他の民族とは別個の民族であること、パキスタン建国は全イスラームの一致した要求であり、イスラームの政治的解放と高揚の唯一の正当かつ適切な方法であることを訴えただけで、連盟は中央レベルでは選挙綱領さえ出さなかった¹³⁾。ジンナーは「領土も政府ももたない民族」としては国家を獲得することが先決問題であると考え、それ以前に国家の構想・計画・政策の具体化を急いでイスラーム内部に対立を生み出すことを恐れていたからである¹⁴⁾。一方の会議派は基本的人権の擁護、信教の自由と政教分離主義、成人普通選挙による議会民主制、州自治による単一インド連邦国家を樹立し、社会経済体制としては基礎的産業の国有化・統制、中間介在者廃止の土地改革などで究極的に「協同国家」の建設を目指すとの包括的な選挙綱領を発表したが¹⁵⁾、連盟の「イスラーム民族主義」の戦略はこれと際立った違いをみせていた。

連盟は公式にはパキスタン国家の性格を明示することは避けたが、ジンナーは折にふれ自分の見解を表明している。なかでもとりわけ重要なのは、選挙直前の1945年11月に行われた AP 通信との記者会見である。そのときジンナーは「一市民であり連盟議長として」、パキスタンは複数政党制の民主主義を採り、独自の立法・行政・司法制度をもった自治州で構成する連邦制のイスラーム国家であって、非イスラーム少数派の権利は保護されると説明している¹⁶⁾。

このイスラーム国家におけるイスラームの位置づけは記者会見でははっきり述べられていないが、ジンナーが実質的に政教分離主義に基づく民主国家を想定していたことは疑問の余地がない。たとえば、1941年11月にアリーガル・イスラーム大学で行われた演説のなかでパキスタンは「宗教国家」だとする風説を否定していること¹⁷⁾、1943年4月の連盟デリー大会でパキスタンを「イスラーム国家」とするとの決議案提出の動きを封じて民主政体を採用することを強調していること¹⁸⁾、1946年4月のデリー決議採択後の閉会演説で「神政国家」を否定していること¹⁹⁾、建国直前の1947年8月11日にパキスタン制憲議会の議長就任演説で、国民の宗教・カースト・信条の違いは国家の運営とは何の関りもないと政教分離主義の原則を認めていること²⁰⁾、さらに独立後の同年12月にカラチーで開かれた、全インド・イスラーム連盟としては最後の公式議事となった評議会において「パキスタンはイスラームの理想に基づくイスラーム国家となるのであって、聖職者支配の国家ではない。イスラームでは市民権に差別はない」²¹⁾（傍点筆者）と述べていることがその証左である。

ジンナーは「二民族論」に依拠してインド亜大陸にイギリス型の議会民主主義は適しないと考え、イスラーム国家の分離独立を要求した。そのため彼が志向したのは民主主義を否定したイスラーム国家だと受け止められがちであるが、しかしジンナーが議会制民主主義を否定したのは「二民族」国家においては多数派のヒンドゥーが少数派のイスラームを支配することになると考えたからであって、イスラーム国家では多数派のイスラームも少数派の非イスラームも平等に民主主義を享受で

きというのが彼の論理であった。ジンナーは度々「我々ムスリムは1300年前に民主主義を学んだ」と述べ、イスラムの理想として平等・寛容・友愛を語っている。1949年3月にパキスタン制憲議会で採択された憲法目標決議も、その後の三つのパキスタン憲法も、ジンナーが「パキスタンはイスラムの社会的公正の原理に基づく民主国家になると言明した」ことを明記している。ジンナーにとってイスラムの「理想」は近代的民主主義の諸原理と矛盾する概念ではなかったのである。

こうしたムスリム国家の構想は連盟指導層にはほぼ共通した理解であり、暗黙の了解であった。すでに述べたように、1945～46年の選挙のとき中央の連盟は選挙綱領を出さなかったが、パンジャブ州連盟は1944年10月に発表した選挙綱領においてイギリス帝国主義の完全打倒と「自由な独立ムスリム諸国」パキスタンの樹立を訴え、そのパキスタンはカースト・信条・皮膚の色の別なく国民全体の意志と決定によって機能するとのジンナーの言葉を引用し、成人普通選挙に基づく議会民主制の採用と少数民族の保護を謳っている²²⁾。またベンガル州連盟も1945年3月に選挙綱領案を発表し、インド全体の完全独立と「民主国家」パキスタンの樹立を目標に掲げ、東部パキスタンの主権は人民にあり、性・カースト・信条・民族の別なく成人普通選挙で選ばれた制憲議会を通して民主国家「東パキスタン独立国」を造ると述べている²³⁾。この選挙綱領案は、後に指摘するように州連盟内に左右の対立を生み出し、結局8月の運営委員会決議で中央の連盟と同様にパキスタン要求のみを強調した綱領に変更されたが、そこでもなお「パキスタンの基礎は真の民主主義・自由・平等・公正にあり、帝国主義支配と経済的搾取に反対する」²⁴⁾としている。

パンジャブとベンガルというパキスタン地域の主要な二つの州の連盟が中央の連盟の目標とラーホール決議に準じて作成した選挙綱領もしくは綱領案が、パキスタンは複数のムスリム国家で構成されとの前提に立ってその国家の性格に言及していることは注目に値する。そしてそのなかで約束された議会民主制のムスリム国家を、どんなに拡大解釈したとしても「イスラム国家」と特徴づけることは無理であろう。中央の連盟は、独立後の1947年12月に開かれた評議会で初めてパキスタン国家の性格についてふれ、「すべての市民が平等な権利をもち、不安・貧困・無知から解放される理想的な、社会的公正に基づく民主国家」の建設を国民に訴える決議をあげた²⁵⁾。

連盟の「ムスリム民族主義」はこうした近代主義的性格のゆえに従来の支持層だけでなく下層中間階級・知識人・学生や農民をもパキスタン運動に糾合して行った。1943年5月にインド共産党が、インド亜大陸の住民は十数個の自決権をもつ民族で構成されとの「多民族論」を打ち出し、「パキスタン要求の正当性」を認めてからは、ムスリムの「民族的」自覚を反帝国主義の政治闘争に結び付けようとする共産党系活動家もそのなかに加わっていた。

しかし伝統主義的もしくは原理主義的なイスラム政党や宗教指導者はこの点を厳しく攻撃した。複合的「インド民族主義」の立場からインドの独立を宗教的解放のための至上命令とみなし会議派を支持するインド・ウラマー協議会 (Jamiat-ul-Ulama-e-Hind) の指導者フサイン・アフマド・

マダニー (Husain Ahmad Madani) は、「昨今パキスタン運動は大衆のなかで大変人気がある。それがムスリム多数派州にイスラム国家を樹立することを意味するのなら、極めて高貴な動機であってムスリムは誰も反対しない。しかし実際現状ではそんなことになるとはとても考えられない」²⁶⁾として、ジンナーその他の連盟指導者はイスラムに無知で、宗教国家でなく政教分離主義国家の樹立を考えているとの批判を一貫して続けた²⁷⁾。より原理主義的に「神の支配」の確立を目指すイスラム党 (Jamaat-e-Islami) の党首アブル・アラー・マウドゥーディー (Abul Ala Maududi) は、ムスリム共同体を包括する「イスラム民族主義」の立場から会議派の「インド民族主義」はもちろん連盟の「ムスリム民族主義」もイスラム法に反すると否定したが、それは「愚者の楽園に住む者たちの夢がどんなものであろうと、パキスタンが生まれるとすればそのイデオロギーの基礎は政教分離の民主主義であって、非ムスリムがムスリムと対等のパートナーとなる」²⁸⁾と考えたからである。他のイスラム政党のカークサル党やアフラル会議 (Majlis-e-Ahrar) も連盟のパキスタン運動に反対した。後にイスラム党やアフラル会議はパキスタン建国の現実に迫られて方針を変え、パキスタン社会のイスラム化とイスラム国家の実現を目指すようになる。

一方連盟の要請に応じて1945年11月にカルカッタで結成されたイスラム・ウラマー協議会 (Jamiat-ul-Ulama-e-Islam) は、「二民族論は本来イスラムの宣言であって人間の発案によるものではない」として、「異教徒の支配から逃れ、ムスリムの独立と解放、イスラムとイスラム法の護持・防衛」のためにパキスタン要求を支持すると宣言し、来たるべき選挙では連盟を支持するよう訴える決議をあげた²⁹⁾。しかしこの派のウラマーの指導者シャッビーール・アフマド・ウスマニー (Shabbir Ahmad Usmani) も、パキスタンで「イスラムの支配」を確立することは一步一步近づくべき目標だと考えていたのである³⁰⁾。選挙運動中にイスラム・ウラマー協議会のウラマーや、日常の宗教生活において一般のムスリムと接する宗教指導者、そして各地のモスクの果たした役割は大きかった。彼等は連盟反対者を「背信者」、パキスタンを「イスラム国家」と説いた。都市の下層中間階級や農村のムスリムの多くは、こうした宗教の言葉で語られる「パキスタン」に当面する社会経済問題の改善・解決を漠然とした形で重ね合わせて期待をかけたのである。

3 社会経済的背景

連盟が社会経済政策と呼ぶ内容の政策を発表したのは、1935年インド統治法下の1937年初頭に実施された州議会議員選挙の選挙綱領が初めてである。前年6月に中央選挙対策本部から出されたこの選挙綱領は、インドに「民主的完全自治政府」を樹立することを大目標に掲げ、1) ムスリムの宗教的権利を護る、2) すべての弾圧立法を廃棄する、3) インドの利益に反し、インド人の自由を侵害し、インド搾取につながるすべての措置に抵抗する、4) 過大な行政費を削減し、国家建設部門経費に回す、5) イギリス領インド軍をインド人化し、軍事支出を削減する、6) 村落工業を含む工業の発展を促進する、7) インドの経済開発のために通貨・流通・物価を規制する、8) 農村民の社会・教育・経済的向上を推進する、9) 農民負債の救済措置を講ずる、10) 初等教育を

義務化し無料とする、11)ウルドゥー語・ウルドゥー文字を保護し、普及させる、12)ムスリムの全般的条件を改善する、13)租税負担を軽減する、14)全国に健全な世論と全般にわたる政治意識を形成する、と訴えていた³¹⁾。

この選挙綱領は、とくに社会経済政策の部分は会議派に倣ったものといわれ、実際会議派も含めて他の政党との協調をはかると謳っていた。会議派の方はすでに1931年のカラーチー大会で「基本権決議」を採択しており、それを基礎にして選挙綱領を作成するのは大して困難なことではなかったが、1936年4月になってようやく20年代末以来の分裂状態から再統一に漕ぎ着けて合同年次大会を開くことができた連盟には、十分な審議を経て独自の綱領をまとめあげるための余裕は時間的にも組織力としてもなかったのである。したがって会議派が土地制度の改革など農業政策を中心とした社会経済政策を打ち出したのに対して、連盟の政策は具体性に欠け、また政策の前提として私有財産の接収に反対であること、ムスリム内部の団結を乱すような政策はとらないことを約束していた。

選挙における連盟の大敗でこれらの政策は公約の域を出ることはなかったが、その後1937年10月に開かれたラクナウ大会は選挙綱領の内容を一步進めて具体化し、労働時間の制限、最低賃金制の導入、住宅・衛生管理の改善、失業救済措置などの労働・雇用政策、土地保有権の安定、地代・地税額の適正化、強制労働の廃止、農村改善事業の推進などの農業政策、村落・小規模工業の振興、国産品の愛用、工業開発局の設置などの工業政策、初等義務教育の普及、科学・技術教育重視の中等・大学教育の改革などの教育政策、その他農村・都市住民の負債救済、高利貸しの禁止、禁酒措置、反ムスリムの慣習の廃止、社会奉仕団の創設などを含む経済・社会・教育計画を作成し実施するとの決議をあげた³²⁾。これは同大会のインドの「完全独立」決議に対応する「大衆路線」の政策展開であることはいうまでもないが、その目的は会議派が選挙直後から開始した「ムスリム大衆接触計画」に対抗してムスリム民衆を連盟に引き入れることにあった。

このラクナウ大会の議長演説でジンナーは、ヒンドゥーに比べて「ムスリムは、人口数では少数弱体、教育では後進、経済的にはどうにもならない状態にある」³³⁾と嘆いている。ヒンドゥーに対するムスリムの後進・少数派意識は、19世紀後半期以降の近代主義的ムスリム思想と運動に一貫して底流する社会意識であり、もちろんムスリム・コミュニティーを「ムスリム民族」といい換え、「ムスリムは別個の一民族である。したがって、人口数とは無関係に他の民族と対等の地位を要求する」³⁴⁾との論理に立つパキスタン運動にもそのまま継承された。19世紀のアフマド・カーンはそこから出発して、イギリスの植民地支配に絶大な信頼を寄せ忠誠を誓って、自ら創立したアリーガル大学を拠点としてイギリス式の近代的教育を挺子にしたムスリムの宗教・社会改革運動つまりアリーガル運動を推進し、植民地体制の枠内でムスリムの社会経済的地位の向上を目指した。初期の連盟の活動もその延長線上に位置づけることができる。20世紀のジンナーもまた同じ社会意識から出発して、1940年代にはムスリム分離主義のパキスタン運動を指導するに至った。アフマド・カーンの時代にはイギリス帝国主義の植民地体制はもっとも安定した段階にあ

って、会議派の民族運動もまだ生まれたばかりであったが、第二次大戦期のジンナーの時代にはインド独立運動は最終局面に入り、植民地支配自体も大きく揺らいでいた。この段階でのムスリムの権益擁護の方法は、ジンナーにとってはパキスタンの分離独立の要求以外に考えられなかったのである。

たしかにジンナーが指摘したように、州レベルについてはともかく全国的にみれば、ムスリムはヒンドゥーに比べて、人口数では亜大陸の総人口の約4分の1の少数派であるだけでなく社会経済的に後進的であったことは否定できない。表1の教育についてみれば、就学者全体に占めるムスリムの割合は人口比を上回っているものの、大学・高等学校の高等教育については1930-31年の14.5%から1940-41年の16.1%へと比率は上昇してはいるが、人口比をはるかに下回っている。ムスリム教育について特徴的なことは特殊学校・無認可学校の就学者の割合がかなり高いことで、このなかにイスラム神学校などの伝統的な宗教教育の生徒も含まれるが、ジンナーが問題としたのはイギリス式の英語による高等教育におけるムスリムの立ち後れであることはいうまでもない。

このことは植民地支配下に新しく開けた近代的職業分野、とりわけそのなかでも重要な政府雇用部門への進出でムスリムがヒンドゥーに比べて不利な立場におかれていたことを意味する。19世紀後半期のムスリム指導者も、創立当初からの連盟も、ムスリムに少数派コミュニティとし

表1 宗教コミュニティ別就学者 (1930-31~40-41年)

教育水準	ヒンドゥー		ムスリム		その他 ^{a)}		全 体	
	1930-31	1940-41	1930-31	1940-41	1930-31	1940-41	1930-31	1940-41
大 学	67,190 (74.95)	112,033 (73.95)	12,741 (14.21)	24,733 (16.32)	9,719 (10.84)	14,743 (9.73)	89,650 (100.00)	151,509 (100.00)
高 等	221,653 (73.91)	338,280 (74.30)	43,633 (14.55)	72,689 (15.97)	34,618 (11.54)	44,292 (9.73)	299,904 (100.00)	455,261 (100.00)
小 計	288,843 (74.15)	450,313 (74.21)	56,374 (14.47)	97,422 (16.06)	44,337 (11.38)	59,035 (9.73)	389,554 (100.00)	606,770 (100.00)
中 等	59,870 (69.01)	1,005,363 (73.65)	155,101 (17.88)	232,292 (17.01)	113,802 (13.12)	127,451 (9.34)	867,606 (100.00)	1,365,106 (100.00)
初 等	6,639,221 (63.33)	8,384,153 (65.85)	2,744,871 (26.18)	3,545,751 (27.85)	1,099,157 (10.48)	802,809 (6.30)	10,483,249 (100.00)	12,732,713 (100.00)
特殊学校	128,770 (40.80)	243,056 (51.24)	143,829 (45.57)	199,621 (42.09)	43,051 (13.64)	31,618 (6.67)	315,650 (100.00)	474,295 (100.00)
無認可学校	165,470 (26.17)	241,394 (40.88)	257,418 (40.71)	309,243 (52.36)	209,361 (33.11)	39,930 (6.76)	632,249 (100.00)	590,567 (100.00)
合 計	7,821,007 (61.64)	10,324,279 (65.47)	3,357,593 (26.46)	4,384,158 (27.80)	1,509,708 (11.90)	1,061,014 (6.73)	12,688,308 (100.00)	15,769,451 (100.00)
人口比(%) ^{b)}	70.05	65.93	22.94	23.81	6.01	10.26	100.00	100.00

(注) (a) 外国人を含む。 (b) 1931年、1941年の国勢調査に基づく数値。

(資料) Govt. of India, *Statistical Abstract for British India from 1921-22 to 1930-31*, Delhi, 1933, p. 378 (Table No. 143); *Statistical Abstract for British India from 1936-37 to 1940-41*, Delhi, 1948, pp. 18, 65 (Table Nos. 7, 29).

表2 インド高等文官職のコミュニティ別構成（インド人のみ）

コミュニティ	1925～43年の新規採用		1947年1月現在の在職者	
	人 数	%	人 数	%
ヒンドゥー	275	66.4	354	69.1
ムスリム	94	22.7	101	19.7
アングロ・インド人	7	1.7	5	1.0
シ　　ク	6	1.4	10	2.0
キリスト教徒	23	5.6	25	4.9
パールシー	9	2.2	13	2.5
そ　　他	—	—	4	0.8
合　　計	414	100.0	512	100.0

（資料） B. B. Misra, *The Bureaucracy in India; an Historical Analysis of Development up to 1947*, Delhi, 1977, pp. 382-383.

ての特別配慮を与えてほしいと植民地政府に求めたのはそのためであった。1910年に植民地政府は、州政府職員の採用に際して少数派コミュニティを保護することを決定し、さらに1925年からインド高等文官職を含む中央政府雇用についても同様の保護措置を実施した。表2はインド高等文官職についてのみその実績を示したものであるが、1925～43年におけるインド人のみの新規採用者全体に占めるムスリムの割合は22.7%とかなり高くなっているが、それでもなお1947年1月現在の実員総数では101人、19.7%にとどまっている。

ムスリムの後進性のいま一つの例として度々あげられるのは企業活動、とくに近代的工業部門の企業活動である。表3は鉱工業7業種について企業コミュニティ別の支配会社数・役員数を示したものである。この表は東部インドのカルカッタで発行された *Investors' India Yearbook* に主として依存したデータであるので西部インドのインド人の企業活動が十分把握されておらず、第一次大戦期以降の民族資本の成長が過小評価されていると考えられる。したがってボンベイのムスリム工業企業家の実態も正確に示されていないと思われるが、にもかかわらずここでも立ち後れは否めないであろう。同様の事実はパキスタン独立後の1959年現在のムスリム企業家の系譜を示す表4にもみられ、1947年以前に近代的工場経営に従事していた者は全体の17%にすぎない。

1929年に始まった世界恐慌の影響は、有効な防備・回復措置を講ずる手段をもたない植民地インドでは1930年代末まで続いた。輸出関連部門を中心に経済活動は後退し、全工業会社の収益性が恐慌前の水準に戻ったのは1940年のことであった。農産物価格も下落し、農業危機が進行した。こうした経済活動の停滞のなかで政府雇用に対する圧迫が一段と強まったが、その拡大にも自ずから限界があった。植民地支配下の厳しい経済・雇用環境のなかで、先進の多数派ヒンドゥーに後れて成長し始めたムスリム企業家・中間階級・学生に、パキスタン要求は政治的のみでなく社会経済的にも不利な競争からの解放と受け止められた。連盟系の全インド・ムスリム学生連合の学生たちが「パキスタンは唯一の要求ノそこに繁栄が待っている」³⁵⁾と叫ぶ声に、こうした時代

表3 企業コミュニティ別の系列工業会社・役員数(1911~51年)

コミュニティ	工業会社数 ^{a)}			役員数		
	1911	1931	1951 ^{b)}	1911	1931	1951 ^{b)}
イギリス人	282(82.70)	416(81.57)	382(61.71)	652(64.17)	1,335(58.50)	865(32.99)
パールシー	15 (4.40)	25 (4.90)	19 (3.07)	96 (9.45)	261(11.44)	149 (5.68)
グジャラーティー	3 (0.88)	11 (2.16)	17 (2.75)	71 (6.99)	166 (7.27)	232 (8.85)
ユダヤ教徒	5 (1.47)	9 (1.76)	3 (0.48)	17 (1.67)	13 (0.57)	—
ムスリム	—	10 (1.96)	3 (0.48)	24 (2.36)	70 (3.07)	66 (2.52)
ベンガリー	8 (2.34)	5 (0.98)	20 (3.23)	48 (4.72)	170 (7.45)	320(12.20)
マールワリー	—	6 (1.18)	96(15.51)	6 (0.59)	146 (6.40)	618(23.57)
複合支配	28 (8.21)	28 (5.49)	79(12.76)	102(10.04)	121 (5.30)	372(14.19)
合計	341 (100.00)	510 (100.00)	619 (100.00)	1,016 (100.00)	2,282 (100.00)	2,622 (100.00)

(注) かつ内は% (a) 綿紡績, ジュート紡績, 製糖, 製紙, 鉄鋼, セメント, 石炭の7工業.

(b) インド共和国のみ.

(資料) M. M. Mehta, *Structure of Indian Industries*, Bombay, 1961, p. 352 (Table CXXX).表4 1959年現在のパキスタンにおけるムスリム民間工業企業家^{a)}の系譜(%)

前歴	前職主業 ^{b)}		前職副業 ^{b)}		父の職業
	工業企業家	工業投資 ^{c)}	工業企業家	工業投資 ^{c)}	工業投資 ^{c)}
工業企業家(1947年以前)	17	16	4	30	6
小規模工業・手工業	18	6	23	7	16
商業(輸出入)	17	41	30	25	11
商業(国内取引, 政府請負)	28	22	39	24	36
専門職, その他の雇用	18	10	4	12	20
農業	3	6	—	1	11
合計 ^{d)}	101	101	100	99	100

(注) (a) 19世紀の西アジアからの移住者を除く。(b) 主業・副業の区分は収入額による。(c) 前歴分類ごとの投資額の比率。(d) 四捨五入のための100%にならない場合がある.

(資料) Gustav F. Papanek, *Pakistan's Development; Social Goals and Private Incentives*, Cambridge (Mass.), 1967, p. 41 (Table 10).

の閉塞状況と彼等の焦燥感が端的に表現されている。

4 社会経済政策の展開と計画構想

パキスタン運動の過程で連盟の支持者は急速に増え, 1944年の党員数は公称で200万人に達した。1927年の1330人と比較するならばその躍進振りが窺えよう。また表5によって1937年と46年の州議会議員選挙の結果を比較してみても, 獲得議席数は108から428へと4倍近くに達し, ムスリム分離議席総数の87.0%を占めるに至っている。もちろん両選挙とも宗教・人種・団体別の分離選挙で, しかも財産・納税額・教育による制限選挙であって, 有権者は成人人口総数の約25%でしかなかったが, 連盟の影響力の増大はとくにムスリム多数派州において著しい。

表5 イギリス領州議会議員選挙の結果 (1937年, 1946年)

州	ムスリム人口比 ^{a)} (%)	議席総数	うちムスリム分離 議席数	会 議 派		連 盟		そ の 他	
				1937	1946	1937	1946	1937	1946
ア ッ サ ム	33.7	108	34	35	58	9	31	64	19
ベ ン ガ ル	54.4	250	119	54	86	40	113	156	51
ビ ハ ー ル	13.0	152	40	95	98	—	34	57	20
ボ ン ベ イ	9.2	175	30	88	125	20	30	67	20
中 央 州	4.7	112	14	71	93	—	13	41	6
マ ド ラ ース	7.9	215	29	159	165	10	29	46	21
北 西 辺 境 州	91.8	50	36	19	30	—	17	31	3
オ リ ッ サ	1.7	60	4	36	47	—	4	24	9
パンジャブ	57.1	175	86	18	51	2	75	155	49
シ ン ド	70.8	60	34	8	22	—	27	52	11
連 合 州	15.3	228	66	133	155	27	55	68	18
全 体	23.8	1585	492	716	930	108	428	761	227

(注) (a) 1941年国勢調査に基づく数値で、「全体」には他のイギリス領地域が含まれる。

(資料) Govt. of India, *Return Showing the Results of Elections in India, 1937*; *Return Showing the Results of Elections to Legislative Assembly and Provincial Legislatures in India, 1945-46* に基づく各種二次資料から筆者がまとめたもの(加賀谷寛・浜口恒夫『南アジア現代史Ⅱ(パキスタン・バングラデシュ)』山川出版社, 1977, 123, 154ページ)と Govt. of India, *Statistical Abstract for British India from 1936-37 to 1940-41*, Delhi, 1948, pp. 16-17 (Table No. 6) より作成。

こうした連盟の「大衆化」は社会経済政策にも反映し新たな展開をもたらした。1943年12月に開かれた連盟カラチ大会はパキスタン地域における国家主導の工業化、初等教育の無料化、土地制度の改革、地代・土地保有権の安定化、農業改良、労働条件の改善、金貸し業の規制を内容とする社会経済開発5カ年計画を作成するため計画委員会を設置することを決議し、その任命の権限を議長ジンナーに委ねた³⁶⁾。1937年10月のラクナウ大会決議と比べて注目されるのは、国家主導の工業化と土地改革の方針を初めて打ち出したことである。大会の雰囲気も一変していた。決議案の提出者 Z. H. ラリーは、国有産業の設立は労働者の正当な権利を護るためであり、また大地主階級を廃止して農民の権利を保護する土地改革が必要だと提案理由を述べた³⁷⁾。「連盟は地主、ザミーンダール、ジャーギールダールたちの組織ではなくて労働者や農民のために奉仕する団体であることを一般の人々に示すべきだ」³⁸⁾との賛成意見も出されて、決議は満場一致で採択された。

連盟が5カ年計画委員会設置決議をあげるに至った直接の理由は、パキスタン地域とみなすイギリス領6州のうち、政務長官州であって州自治を認められていないバルーチスタンを除く5州において、単独もしくは連合の形で政権を担当するまでになっていたからで、会議派が1937年州議会議員選挙後8州で政権を担当するようになってから、1938年10月の州政府工業大臣会議で J. ネルー (J. Nehru) を委員長とする計画委員会の設置を決めたのと事情は似ている。会議派は直ちに委員会の人選を終え同年12月から活動を開始したが、連盟は大幅に遅れた。大会決議では

1944年6月までに計画委員会が連盟運営委員会に中間報告書を提出することになっていたが、ジンナーはようやく同年8月になってハイダラーバード藩王国のアリー・ナワーズ・ジャング (Ali Nawaz Jang) を委員長とし、アリーガル大学の A. B. A. ハリーム (A. B. A. Halim) を事務局長とする23人の計画委員会を任命した。同委員会は9月初めに15の分科会に分かれて作業を開始した。ジンナーは、委員の人選に際しては出身地よりも能力を重視したと述べているが、そのためかムスリム多数派州からはカルカッタの大実業家アフマド・イスファハーニー (Ahmad Isfahani)、パンジャブ大学の M. A. フサイン (M. A. Husain)、北西辺境州の連盟指導者 A. R. ニシュタル (A. R. Nishtar) など5人だけだったが、ハイダラーバード藩王国からは委員長を含めて5人と、地域的に不均等であった。

この計画委員会のその後の活動については不明な点が多いが、連盟系英語紙『ドーン』によって追跡してみると、1945年7月初めまでに各分科会での報告書作成の作業は完了し、第4回ボンベイ会議でハリーム事務局長を長とする最終報告書起草委員会が設置された。そして同年末までに計画委員会は最終報告書を完成して連盟議長と運営委員会に提出し承認をえることになっていた³⁹⁾。しかしその後報告書が完成されたか、連盟が公式の場で承認を与えたかはまったく確認できない。インド・パキスタンの分離独立の手筈を定めた「マウントバッテン案」を連盟評議会が受諾した日の翌日つまり1947年6月10日の『ドーン』紙は、「いまこそ計画を」と題する論説のなかで「連盟計画委員会はすでに多くの有益な調査作業を終えているが、権力移譲の日にパキスタン政府が自国の経済的潜在力を明確に把握できるようにするためにもっと奮起すべきだ」と訴えているが、同年8月15日付の同紙の『パキスタン独立特集』に掲載された「パキスタンの工業化計画」は、東ベンガル州政府工業局の M. A. アーザム (M. A. Azam) が会議派国家計画委員会の報告書を下敷にして書いたもので、連盟計画委員会のものではなかった⁴⁰⁾。

連盟計画委員会の活動が滞り、計画構想が不明確のまま陽の目を見ることがなかった最大の原因はパキスタン運動の最終段階における植民地インド政治の目まぐるしいばかりの急展開にあるとしても、ここでもやはり連盟指導層とくにジンナーの「ムスリム民族主義」の基本戦略を読みとることができる。計画委員会は1945年7月までに、パキスタン地域の計画構想の基本的な柱として、1)すべての生産・分配・運輸・通信手段の国有化・集団化、2)国家による新規産業の創設と自然資源の開発、3)すべての者に対する雇用と経済的賃金の確保、4)義務教育の無料化、5)医療・保険制度の拡充の方針を決めて作業を進めており、ハリーム事務局長は委員会決定として、計画の基本原則は「所得の向上と利潤動機の排除」に基づく「イスラム的計画」だとの新聞発表を行っている⁴¹⁾。しかしジンナーはすでにふれた同年11月のAP通信記者会見においてパキスタンの経済体制としては主要な産業・公益事業は「社会化」と述べ、混合経済体制を示唆しているにすぎない⁴²⁾。計画委員会の急進的な「イスラム的計画」構想とは裏腹に、そのころジンナーが努力を集中したのは自分と親密な間柄にあるイスファハーニー、アーダムジー (Adamji)、ハビーブ (Habib) などムスリム大実業家の協力で「ムスリム民族産業」を育成することであった。

1944年末にムスリム商工会議所連盟が設立され、その後建国までにオリエント航空、ムスリム商業銀行、ムハンマディー汽船、イースタン連合保険が誕生した。

このようにジンナーは連盟の「大衆化」の波が「ムスリム民族主義」の域を越えないように細心の注意を払い、イクバルが訴えたような「上流階級か大衆か」の選択をついにすることはなかった。しかしムスリム民衆の生活の現場により近い州連盟のレベルでは、その州の支持層の性格がかなりはっきりと社会経済政策に反映されている。前述のように、パンジャブ州連盟は1946年州議会議員選挙に向けた綱領で、ムスリム民衆を代表する政党として反連合党の「大衆路線」を強調する社会経済政策を掲げた。左派のダニヤール・ラティーフィー (Danial Latifi) が中心になって起草したといわれるこの選挙綱領は、1) 計画的工業開発によって各人に雇用を確保し、後進地域を開発する、2) 基幹産業はすべて国有化し、民間産業は国家計画で指導する、3) 一般民衆の福祉のために独占・特権層は抑制する、4) 労働時間の短縮、最低賃金法の実施、工場法適用の厳格化、団結権・団体交渉権・ストライキ権などの労働者の諸権利を実現する、5) 小土地所有者・農民・農業労働者のための農業開発計画を実施する、6) 金貸し・商人から農民を保護し、非農業者だけでなく農業者への土地移転をも抑制するため土地所有を制限する、7) 小作農の耕作権を保護し、小作料を適正化する、8) 農業労働者に工場労働者と同様の保護措置を実施し、強制労働・強制賦課を廃止する、9) 行政改革で浪費の支出を削減し、地税を累進化する、10) 初等教育を義務化し、高等教育を改革すると約束した⁴³⁾。

一方書記長アブル・ハーシム (Abul Hashim) が「革命的大衆運動」になったと自負するベンガル州連盟は、その選挙綱領案で社会経済政策として、1) すべての地代取得層を廃止し、地代の標準化、不当な賦課・取立ての廃止を行う、2) 農業生産・流通の協同組合化を促進する；大規模灌漑開発を実施する、3) すべての基幹産業は国有化し、すべての独占とくにジュート工業の独占を排除する；工業化と同時に村落工業の振興をはかる、4) 労働者に最低生活賃金、失業保険、老齢年金、労働基本権を保証し、1日8時間労働とする、5) 初等教育は義務化し無料とする、6) 村落復興・食糧増産・物資隠匿摘発運動を直ちに開始する、7) 戦後に総合的社会経済開発計画を実施し、社会の民主的改造をはかるなどのかなり急進的な改革を主張していた⁴⁴⁾。この綱領案には州首相カージャー・ナージムッディーン (Khwaja Nazimuddin) を中心とする右派が反発し、結局パキスタン要求とムスリムの大同団結を訴えた綱領に変更されたことはすでに指摘したとおりである。

両州の選挙綱領もしくは綱領案において基幹産業の国有化と計画的工業化を強調している点は、1940年代に相次いで発表された会議派その他の計画構想に共通した特徴であり、ムスリム企業家が工業部門への進出で立ち後れている状況では当然の帰結であった。しかしパンジャブ州連盟が地主・上層自営農民を基盤とする連合党を激しい表現で攻撃しながらも土地改革としては小作農保護の主張に止まったのは西部地方でムスリム地主が強い勢力をもっていたからで、実際選挙の結果連盟が同州で第一党になったのは連合党のムスリム支持層、とくに地主層に食い込んだ

からであった⁴⁵⁾。長い間同州の政治を支配してきた連合党は10人ばかりの議員を擁する少数政党に転落してしまったが、会議派と連携して何とか政権を担当し続けることができた。大地主の多くがヒンドゥーで占められるベンガルでは、法定地主のザミンダールだけでなく「すべての地代取得層」の廃止となると、中間地主化したムスリム・ジョトダールの権益が侵害されることになるので、連盟内右派からも反対の声があがった。選挙の勝利で成立した H. S. スワワルドイー (H. S. Suhrawardi) を首班とする連盟政権は、翌1947年1月に刈分小作農の追い立てと小作料を規制するベンガル刈分小作暫定規制法案と、同年4月に永代ザミンダラー制度を廃止し、ザミンダールの家族所有地を100ビーガー ($33\frac{1}{3}$ エーカー) に制限するベンガル領地収用・小作法案を州議会に上程した。いずれも植民地時代としては他の州に比べて画期的な土地改革法案であったが、前者については連盟内右派と会議派、後者については会議派の反対にあって、独立前には成立しなかった⁴⁶⁾。パキスタン独立後の東ベンガル州の連盟政府が、インドの西ベンガル州の会議派政府よりも3年早い1950年に東ベンガル領地収用・小作法を制定できたのは、上記の経過に加えて分離独立時に多くのヒンドゥーの大ザミンダールがインドに逃れて反対勢力が弱くなっていたからである。また同時に独立直前に高揚した刈分小作農のテバガ運動を中心とする農民闘争の影響を無視することもできない。

このように中央の連盟はパキスタン要求と「ムスリム民族主義」の枠を逸脱しない限りにおいて他の政策は州連盟の自主性に委ねたので、州ごとの社会経済政策と計画構想は州レベルでのムスリムの階級構成と連盟の「大衆化」の性格の違いに応じて異なっている。たとえば、ムスリム少数派州の一つでムスリム大地主が多い連合州では、1946年7月に会議派政権のもとでザミンダラー制度廃止決議が州議会に提出されると、州連盟委員長 C. カリークッザマーン (C. Khaliquzzaman) は商工業・銀行・保険・不動産など「私的所有のすべての形態」の廃止を抱き合わせにした修正案を提出して反対し、結局連盟議員は決議の採択に加わらなかったばかりか、10月に設置された連合州ザミンダラー制度廃止委員会をもボイコットした⁴⁷⁾。同州連盟は土地改革に関する限りベンガル州連盟とはまったく逆の方向に歩んでいたのである。

結 び

パキスタン運動における連盟の「ムスリム民族主義」はムスリム多数派地域を中心にしてインド亜大陸のより広い地域のムスリムを引き付け、多様な思想を包み込んでいった。連盟の「大衆化」の度合に応じて州によっては具体的な国家構想や社会経済政策の展開もみられたが、ジンナーおよび中央の連盟指導層は「計画や政策よりもまず国家を」という基本的戦略を終始貫徹した。それは地主層とともに連盟支持基盤をなす中間階級・実業家層の脆弱さの反映でもあった。こうした戦略はパキスタン運動に多くの階層のムスリムを糾合するうえでは積極的な役割を果たしたことはいうまでもないが、独立後の国家建設の段階に入るとむしろ負の遺産となった。

一方の会議派が、1930年代以降具体的な国家構想と社会経済政策・計画を提示して独立運動を

指導し、独立後はそれを基礎にして1950年1月にインド共和国憲法の施行、翌年4月に第一次5カ年計画の実施と、着実に新生国家としての体制を整え政策を展開して行ったのとは対照的に、連盟は多様な期待と願望を抱いて建国を迎えた国民各層を指導して国家建設を推進する理念も政策も組織力もなく、とくに独裁的権限を行使してきたジンナーが1948年9月に死去してからは、国家の理念と体制をめぐる世論の対立と政治的混乱のなかで急速に崩壊して行った。1956年3月に第一次パキスタン・イスラム共和国憲法が成立したときすでに連盟は四分五裂の状態に陥り、政権担当の能力を失っていた。社会経済政策についても、独立後の工業化政策の大綱を定めた1948年4月の政府の産業政策声明は、政権を担当する連盟ではなくて官僚の手で、1945年4月の植民地インド政府の産業政策決定に準じて作成されたもので、連盟カラチ大会決議の「国家主導の工業化」とは反対に民間資本主導の工業化と外国資本優遇の方針を打ち出した。1955年4月に開始された第一次5カ年計画もアメリカのハーヴァード大学の研究者によって作成されたものであることはよく知られている。

以後パキスタンでは今日に至るまで、軍事政権であれ文民政府であれ、時の政権が自己擁護と権力基盤固めのためにパキスタン運動のイスラム的性格を思いのままの内容を込めて喧伝することはあっても、当時の連盟の社会経済政策と計画委員会の活動は歴史のエピソードとしてさえ語られることはない。学界においても同様である。

(注)

- 1) Sharif-ul-Mujahid, *Nazariyah-e-Pakistan*, Karachi, 1976, p. 33.
- 2) Syed Sharifuddin Pirzada ed., *Foundations of Pakistan; All-India Muslim League Documents, 1906-1947*, Vol. II, Karachi, 1970, p. 341.
- 3) Ibid., p. 513.
- 4) 連盟議長ジンナーは、ラーホール決議後の1940年10月に「単一独立国家」の考えを示唆し、同年12月の誕生日メッセージで初めてラーホール決議を「パキスタン」と呼んでいる。またパキスタン地域がイギリス領6州で構成されると明らかにしたのは1944年9月のガンディーとの会談においてである。(加賀谷寛・浜口恒夫『南アジア現代史Ⅱ (パキスタン・バングラデシュ)』山川出版社, 1977, 139-141ページ) 以後国名は一般化した。ムスリムの独立国家の数については理解の食い違いが続いた。
- 5) 加賀谷寛・浜口恒夫, 前掲書第三章第4節を参照。
- 6) Wilfred Cantwell Smith, *Modern Islam in India*, Lahore, 1969 (reprinted from London edition, 1946), pp. 297-358.
- 7) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., p. 338.
- 8) *Letters of Iqbal to Jinnah*, with a Foreword by M. A. Jinnah, Lahore, 1963, pp. 16-20.
- 9) Ibid., pp. 18, 23-24.
- 10) Ibid., pp. 6-7.
- 11) Jamil-ud-Din Ahmad ed. *Speeches and Writings of Mr. Jinnah*, Vol. I, Lahore, 1968, p. 222.
- 12) The Hindustan Times, *Gandhi-Jinnah Talks; Text of Correspondence and Other Related Matter*, New Delhi, 1944, p. 53.
- 13) Abd-ul-Wahid Qureshi ed., *Tarikhi Faislah*, Islamabad, 1976 (reprinted from Delhi edition, 1946) に掲載された連盟書記長リヤーカト・アリー・カーン (Liaqat Ali Khan) の序文による。(pp. 8-9)

- 14) Jamil-ud-Din Ahmad, op. cit., Vol. II, Lahore, 1964, p. 199.
- 15) 中村平治編『インド・パキスタン分離独立の史的研究—資料集—』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 1976, 29-35 ページ.
- 16) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, pp. xxxi-xxxii.
- 17) Jamil-ud-Din Ahmad, op. cit., Vol. I, p. 326.
- 18) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, pp. 424-425, 440.
- 19) Ibid., p. 523.
- 20) Jamil-ud-Din Ahmad, op. cit., Vol. II, pp. 403-404.
- 21) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, p. 571. 以上の事実はジンナーがムスリムの団結のために積極的に「イスラムの絆」を訴えたことと矛盾するものではない。
- 22) *Dawn*, Nov. 12, 1944.
- 23) Ibid., April 1, 1945.
- 24) Shila Sen, *Muslim Politics in Bengal, 1937-1947*, New Delhi, 1976, p. 277.
- 25) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, p. 575.
- 26) Ziya-ul-Hasan Faruqi, *The Deoband School and the Demand for Pakistan*, Bombay, 1963, p. 119.
- 27) P. Hardy, *The Muslims of British India*, London, 1972, p. 244.
- 28) Kalim Bahadur, *The Jama'at-i-Islami of Pakistan*, Lahore, 1978, pp. 39, 43.
- 29) Chaudhari Habib Ahmad, *Tahrik-e-Pakistan aur Nashonalist Ulama*, Lahore, 1966, pp. 1008-1012.
- 30) Ibid., pp. 1004-1005.
- 31) Jamil-ud-Din Ahmad ed., *Historic Documents of the Muslim Freedom Movement*, Lahore, 1970, pp. 197-203.
- 32) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, p. 280.
- 33) Ibid., p. 266.
- 34) Jamiluddin Ahmad, "Fallacies about Pakistan", *Dawn*, July 16, 1944.
- 35) Mukhtar Zaman, *Students' Role in the Pakistan Movement*, Karachi, 1978, p. 222.
- 36) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, p. 468.
- 37) Ibid.
- 38) Ibid., p. 469.
- 39) *Dawn*, July 3-4, 1945.
- 40) Ibid., June 10, 1947; M. A. Azam, "A Plan for Industrialization of Pakistan", Ibid., Aug. 15, 1947.
- 41) Ibid., June 22, 1945; July 4, 1945.
- 42) Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, p. xxxii. 計画委員会設置決議を採択した1943年12月の連盟リーダー大会の開会演説で全インド藩王国 ムスリム 連盟議長のパハードゥル・ヤール・ジャング (Bahadur Yar Jang) が、パキスタンは「イスラム国家」、5カ年計画は「コーランに基づく計画」でなければならないと述べたとき、ジンナーは「私に対する挑戦か?」とやわらかく問い返したというエピソードは象徴的である。(Syed Sharifuddin Pirzada, op. cit., Vol. II, pp. 485-486)
- 43) *Dawn*, Nov. 12, 1944.
- 44) Ibid., April 1, 1945.
- 45) I. A. Talbot, "The 1946 Punjab Elections", *Modern Asian Studies*, Vol. 14, No. 1 (1980), pp. 65-91.
- 46) Sunil Sen, *Agrarian Struggle in Bengal, 1946-47*, New Delhi, 1972, pp. 47-48, 68, 74-76; A. Ghosh and K. Dutt, *Development of Capitalist Relations in Agriculture; a Case Study of West Bengal, 1793-1971*, New Delhi, 1977, pp. 145-146. すでにベンガル州政府は1945年9月に発表した『ベンガル州戦後復興計画』において法定地主の段階的廃止の方針を打ち出していた。(Govt. of Bengal, *Post-war Reconstruction Plan*, Calcutta, 1945, pp. 105-106.)

- 47) 多田博一「インド，ウッタール・プラデシ州のザミーンダール制廃止法の立法過程(1)」『アジア経済』第10巻第11号(1969年11月)，46-48ページ；*Dawn*, Oct. 24, 1946.

〔付記〕 本稿は，東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の昭和50年度と51年度の共同研究プロジェクト「インド・パキスタン分離独立の史的研究」の作業としてまとめた論文を，その後入手した資料によって書き改めたもので，一部分は昭和57年6月のアジア政経学会関西西部会で発表した．なお関係資料についてアジア経済研究所図書資料部の松本脩作氏とパキスタンのパンジャーブ大学社会科学研究センターの A. ナーズリー (A. Nazli) 女史から貴重なご教示をいただいた．